

岡垣町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する

令和5年 7月26日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 谷口 貴之

記

1 監査の種類 補助金等監査

2 監査の概要

ア 監査の期間 令和5年5月22日から24日（3日間）

イ 監査対象補助金等と所管課

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 戦没者遺族援助補助金 | 福祉課 |
| (2) 老人クラブ助成金 | 長寿あんしん課 |
| (3) ITボランティア補助金 | デジタル推進課 |
| (4) 商工会補助金 | おかがきPR課 |
| (5) 岡垣町の特産品を育てる会補助金 | おかがきPR課 |
| (6) 観光協会補助金 | おかがきPR課 |
| (7) 学校人権教育研究連絡協議会補助金 | 教育総務課 |
| (8) 国際交流協会補助金 | 地域づくり課 |
| (9) 地域づくり交付金（5校区） | 地域づくり課 |
| (10) 人権教育推進協議会補助金 | 生涯学習課 |

(11) 婦人会補助金	生涯学習課
(12) 自治公民館連絡協議会補助金	生涯学習課
(13) 文化協会補助金	生涯学習課
(14) 岡垣町青少年健全育成町民会議補助金	生涯学習課
(15) 体育協会補助金	生涯学習課

ウ 対象とした事項及び範囲

- ・令和4年度の補助金の執行額及び令和5年度の補助金の予算額
- ・補助金の交付要綱について

エ 監査の着眼点

適正な予算配当のため、予算作成時に対象団体と協議がなされているか。

オ 提出資料

- ・補助金交付要綱（要綱がない場合はその理由）
- ・令和5年度の予算作成時の積算資料及び団体へのヒアリング資料
- ・対象団体の総会資料
- ・対象団体の事業の成果がわかるもの（成果報告等）

3. 監査の結果

ア 総評

岡垣町監査基準に基づき監査を行った結果、おおむね適正に処理されていた。

イ 指摘事項

指摘事項なし

ウ 監査意見

監査対象補助金に対して監査をした結果、監査意見については、合議が不一致となった。各監査委員の意見については、以下のとおりである。

(1) 宗岡信之監査委員の意見

令和4年5月に実施した補助金等監査の指摘事項に対し、措置状況として「毎年度の予算編成時には、各団体と協議を行うなどにより必要額を精査し予算計上します」との回答を得ており、次の資料の提出を求め実態確認と事務処理の適否を検証した。

- ・補助金交付要綱

- ・令和5年度の予算作成時の積算資料
- ・対象団体の総会資料
- ・対象団体の事業の成果がわかるもの（成果報告等）

おかがきPR課が所掌する観光協会補助金に関しては、町の観光に係る魅力発信や新たな魅力の創出、財源の確保に努めるために職員を1名増員することについて団体と十分に協議し、人件費の積算に当たっては会計年度任用職員の給与単価を用いるなど、「令和5年度予算編成方針について」（通知）に掲げる実施計画の遵守と事業内容等の精査が的確に行われていた。

一方、地域づくり課が所掌する岡垣国際交流協会補助金に限り、令和4年度の補助金交付確定に係る資料及び歳出予算要求書でしか検証できないため、従前から指摘を続けている

1. 団体の適正な運営に対する指導や助言の強化
2. チェック体制の整備、確立
3. 厳正な職務の遂行

が履行されていないと言わざるを得ない。

ちなみに、当該団体はコロナ禍が影響して長期間にわたり事業活動を休止（総会資料未提出）しており、また、予算査定前の令和4年10月からは事務局職員が不在となっている。令和4年度の補助金の交付確定額3,017,000円の約85%が給与で占められている現状にあって、団体の事業を助成する目的が全く見直されていない。特に人件費については、観光協会の時給930円に対し1,240円と勤務実績等の貢献度からみて他の団体と比べてかなり優遇され、著しく公平感を欠いていると思料される。

（2）谷口貴之監査委員の意見

今回の補助金等監査では、15団体への補助金等の交付について監査を行った。

岡垣国際交流協会への補助金については、令和元年11月に実施した定期監査から現在まで、「団体の適正な運営に対する指導や助言の強化」「チェック体制の整備、確立」「厳正な職務の遂行」等の指摘を行ってきた。引き続き、改善に向けて取り組んでいくために、執行部と監査委員との協議の場を設けられたい。